○財務省令第六十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日」に改め、「（平成十七年法律第九十七号）」を削る。

附則第十一項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

附則第十五項及び第十八項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に、「郵政民営化法」を「同法」に改める。

別表第九春日部の項中「幸手市」を「幸手市白岡市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十四条第一項及び第二十五条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第二十七条第二項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

農林水産大臣　郡司　彰

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「しなければならない。」の下に「ただし、やむを得ない事情により当該期間に申請をすることが困難であると認められる場合にあつては、この限りでない。」を加える。

第三十一条中「、砂糖」を「砂糖」に改め、「当該売戻しの数量」の下に「（同項に規定する売戻しの価格により売り戻した数量があるときは、当該数量を控除した数量）」を加える。

第三十二条中「当該輸入数量等」の下に「（同項に規定する売戻しの価格により売り戻した数量があるときは、当該数量を控除した数量）」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

（異性化糖等の通常年の売戻しの数量等）

第三十六条　法第二十五条第一項の通常年の砂糖年度を区分した期間における機構の異性化糖等（法第十一条第二項の異性化糖等をいう。以下同じ。）の売戻しの数量（混合異性化糖（法第九条第三項第一号の混合異性化糖をいう。以下同じ。）にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量。以下この条において同じ。）は、当該期間の属する砂糖年度の前五砂糖年度のうち異性化糖等の価格動向等からみて異常と認められる年度を除いた年度の当該売戻しの数量（当該売戻しの数量がないときは、当該異性化糖等の製造数量等又は輸入数量等）を基礎として定めるものとする。

（異性化糖の通常年の製造数量等を基礎として農林水産大臣が定める数量）

第三十七条　法第二十五条第一項の通常年の砂糖年度を区分した期間における異性化糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等。以下この条において同じ。）を基礎として農林水産大臣が定める数量は、当該期間の属する砂糖年度の前五砂糖年度のうち異性化糖の価格動向等からみて異常と認められる年度を除いた年度の当該異性化糖の製造数量等又は当該異性化糖等の輸入数量等を基礎とし、異性化糖の製造事情等を勘案して定めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十四号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表以外の部分中「、第四欄」の下に「、中小企業者が策定した事業の計画の実施に必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証であって、当該金融機関が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関と連携して当該中小企業者の経営の改善を支援することにより当該中小企業者の経営力の強化が図られるものに係る保険関係については、第五欄」を加え、「第三欄及び第四欄の括弧内」を「第三欄、第四欄及び第五欄の括弧内」に改め、同条の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
○・五四九％未満	○・〇六〇九％以下	○・二五％（○・二一％）	○・四三％（○・三七％）	○・二五％（○・二一％）
○・五四九％以上○・八九一三％未満	○・〇六〇九％超○・一三四三％以下	○・四三％（○・三七％）	○・六一％（○・五二％）	○・二五％（○・二一％）
○・八九一三％以上一・四七五一％未満	○・一三四三％超○・二二一九％以下	○・六一％（○・五二％）	○・七九％（○・六七％）	○・四三％（○・三七％）
一・四七五一％以上二・一六九五％未満	○・二二一九％超○・二五六％以下	○・七九％（○・六七％）	○・九七％（○・八二％）	○・六一％（○・五二％）
二・一六九五％以上四・三九三八％未満	○・二五六％超○・五六一二％以下	○・九七％（○・八二％）	一・一五％（○・九八％）	○・七九％（○・六七％）
四・三九三八％以上七・九六七％未満	○・五六一二％超一・三〇七％以下	一・一五％（○・九八％）	一・三三％（一・一三％）	○・九七％（○・八二％）
七・九六七％以上十一・五九七九％未満	一・三〇七％超二・四二七一％以下	一・三三％（一・一三％）	一・五一％（一・二八％）	一・一五％（○・九八％）
十一・五九七九％以上二十・七二四九％未満	二・四二七一％超四・六八三％以下	一・五一％（一・二八％）	一・六九％（一・四四％）	一・三三％（一・一三％）
二十・七二四九％以上	四・六八三％超	一・六九％（一・四四％）	一・七四％（一・四八％）	一・五一％（一・二八％）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。